



Title	協同組合経営論の課題と視角 : 協同組合の本質をめぐって
Author(s)	田淵, 直子; TABUCHI, Naoko
Citation	北海道大学農経論叢, 44, 75-96
Issue Date	1988-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/11022
Type	departmental bulletin paper
File Information	44_p75-96.pdf



協同組合経営論の課題と視角

—協同組合の本質をめぐって—

田 淵 直 子

目 次

はじめに	75
1. 旧来の協同組合経営論の批判的検討	76
2. 協同組合経営論の基礎としての株式会社論	85
3. 協同組合経営の本質	90
おわりに	94

はじめに

これまでわが国の協同組合についての経営論は、一般経営学を（そのまま、あるいは限定付で）援用して成立してきたといえよう。つまり、協同組合経営は協同組合の組織的側面・運動体的側面からのコントロール・補完あるいは経営体成立の過程の特殊性といった点を除くと、一般の資本主義企業と変わらないものとして措定されてきた。ゆえに、協同組合経営問題は経営不振問題に矮小化されてきたといえる。逆に経営の重視はときに「経営主義」として、批判の対象ともなってきたが、他方「経営主義」は「経営者支配」批判としてそれなりの現実性を持った批判でもある点に注意が必要である。

協同組合経営は、一般経営学がその生まれ出る母体となった独占段階以降の株式会社とは明らかに異なる存在である。協同組合経営分析は「特殊な生産関係」¹⁾である協同組合の「特殊性」を正面に据えて行われなくてはならないはずである。

本稿の目的はこの「特殊な生産関係」（資本ではないがそれに類似するものとして、仮にこれを「資本」と呼ぶ。同様に各協同組合経営は個別「資本」

1) 森果氏は生協を指して「(みずから資本と化するのではなく)独自の生産関係」であるという。〔商業資本の企業経営と生活協同組合の事業経営〕、生活協同組合市民生協「生活協同組合論」昭和57年、P 117)。しかしそれがいかなる生産関係であるかについてはそれ以上の展開はなされていない。

と呼ぶこととする。)の内実を理論的に明らかにし、そこから協同組合経営論の課題と視角を明示することにある。そうすることで同時に「経営主義」批判、「経営者支配」批判として批判されてきたものの本質を明確にし、的はずれな批判の克服を企図するものである。

1. 旧来の協同組合経営論の批判的検討

1) 近藤康男氏の協同組合論

わが国の本格的協同組合論の基礎を築いた近藤康男氏の理論からまず検討することにしよう。昭和9年に執筆された『協同組合原論』では協同組合経営に関して以下のように述べている。近藤理論は東畑精一氏を批判対象とし、(東畑氏が「特定人格者の結合」に本質を求めたのに反対して)「協同組合の本質は、それぞれが今日の社会経済に対していかなる機能を果たすかに求めなくてはならない」²⁾という。その機能とは「社会的な商業利潤の節約、価値法則破壊者の排除」³⁾を指すことは周知の通りである。しかし近藤氏は一面においては東畑氏を継承し、「組合機能は設備であって企業ではなく、受託であって営業ではない。」「組合自体に独立した私経済的余剰や利益があるとは云えない」⁴⁾という東畑氏の論述を肯定的に引き継いでいる。そうして「(協同組合の—田淵—)構成員の独自性は完全であって、協同組合はその補足物たるにすぎない。…協同組合においては個々の組合員の経済活動を離れて、その経営は存在しえない。」⁵⁾と主張するのである。ゆえに近藤氏(『協同組合原論』)において協同組合の経営、あるいはその独自性は、極めて限定的なものと捉えられているのである。

その後、近藤氏も『協同組合の理論』(1962年第1版発行)執筆の時期になると、協同組合の本質を「経済的弱小者の相互扶助組織」であるとともに、「拘束された商企業、特殊な商業資本の企業形態」⁶⁾と一種の経営として捉

2) 近藤康男『近藤康男著作集 第五巻 協同組合原論』, 農山漁村文化協会, 1974年, P 62。

3) 同上, PP. 30~34。

4) 東畑精一「協同組合と農業問題」『協同組合の名著 第七巻』, 家の光協会, 1970年, P 229。

5) 近藤, PP. 50~51。

6) 近藤康男『新版 協同組合の理論』, 御茶の水書房, 1966年, PP. 1~4。

えるようになる。むしろ、『理論』においても協同組合の機能は商業利潤節約（社会的な商業利潤および流通費用の節約による労働力の価値引き下げ）にあるとされている。『理論』における「本質」論は『原論』においてすでに展開されていた企業形態論、すなわち株式会社との対比論が発展したものであるといえよう。

【原論】では、まず株式会社の性格規定を行う。株式会社は事業経営と資本所有を分離することで資本家も企業資本家と近似的な意味での利付資本家（株主）とに分裂する。そうして投下資本が株券として売買・回収される中で、株主は資本の所有権を事実上失い、彼らが自由に処分できるのは収益（請求）権のみとなる。他方、協同組合においては構成員の独自性は完全であり、協同組合は資本の組織ではなく、人の組織＝特定人格の結合だといわれるのである。⁷⁾先に述べた「構成員の独自性は完全」という規定は、株式会社の株主と対比でいわれていたのである。

このような『原論』での展開を受けて、『理論』では「株式会社と対比するとき協同組合は「拘束された商企業」ということができる。なぜなら、協同組合は商企業ではあるけれども、その組合員の消費生活なり営業に直接役立つところの「施設」という性格を負うところに協同組合と株式会社との差がある。…協同組合では組合員が主人であって組合はその「施設」にすぎないという基本的関係は、協同組合は企業体であるけれども、必ずしも常に利潤をあげることを目標とするものではなくする。」⁸⁾と述べるのである。

以上の近藤氏における協同組合経営に関する理論をまとめるならば、「①（株式会社との類似を前提としつつも）人の結合を基礎とした、②組合員が主人である、③利潤を求めない特殊な商業資本の企業形態」が、協同組合経営であるということになろう。しかし、近藤理論の中核は機能論にあったため、これ以上の経営論の展開は行われなかったといえる。

そこで以下では、この規定の批判的発展を企図した、あるいは異なった規定を行った論者の理論を検討してゆきたい。ただし、協同組合が商業「資本」であるか否かは、本論文では問題にしないこととする。

2) 三輪昌男氏の経営論と「二面体論」

7) 近藤『協同組合原論』, PP. 50~51。

8) 近藤『協同組合の理論』, P 3。

三輪昌男氏の協同組合論は前掲の規定③に特に関わっている。氏は近藤理論（『協同組合の理論』）に対して「近藤理論の中心的部分の一つの総括的結論は、協同組合は「社会の総産業資本の平均利潤率を高く維持する作用」を持つ、ということの指摘にある。…この総括的結論は社会的資本の観点から協同組合をとらえ、その存在意義を指摘したものである。強調がそこにあるとき、近藤理論においては、いわば個別資本の観点からする協同組合の把握、協同組合の独自性についての展開は自ら弱いものとなっている」⁹⁾と、的確な指摘を行う。

三輪氏の議論は次の通りである。「近藤理論はさきの総括的結論（平均利潤率を高く維持—田淵—）を「消費の統括」および「利潤がなくても…出資される資金の性格」にかかわる二つの論理からみちびいている。このうち近藤理論の特徴をもっとも鮮明にしめしているのは后者である。その論理はおよそこうである—「利潤がなくても…出資される資金の性格」ゆえに、協同組合（資金・出資金）は結局のところ社会的に利潤を追求せず、したがって利潤を取得しない。そこで協同組合は取得しない部分だけ社会的に利潤（商業利潤—消費組合が念頭におかれている—）を節約し、結局は「平均利潤率を高く維持する作用」をもつことになる。ここでは明らかに協同組合の独自性について理解がしめされている。結局のところ、社会的に利潤を追求せず、したがって利潤を取得しない、ということがそれである。近藤理論は協同組合にその意味で「不完全資本」という規定をあたえてもいる。…しかし、近藤理論による協同組合の独自性についてのこの独特の理解は問題であった。…利潤を取得するかどうかは基本的に、協同組合のいとなむ機能の客観的な社会的有用性のいかんにかかわることなのであって、私的・主観的意志のあり方と…直接的にむすびつくものではないからである。…その点で協同組合は独自性を見出されるものではけっしてない。…協同組合の「存在理由」は基本的には協同組合が社会的に取得した利潤が組合員に分配され、その点で組合員の利益をもたらすところにこそとめられる。…協同組合は「不完全資本」ではなく資本としての規定をあたえられなければならない」¹⁰⁾〔協同組合の—田淵—〕独自性を問題にすると、すでに協同組合の商業資本—

9) 三輪昌男『協同組合の基礎理論』, 時潮社, 1969年, P 145.

10) 同上, P 146~147.

般との同一性が前提されている。つまり、協同組合は一面では一定の商業活動を行いつつ、社会的に利潤を追求し取得する一個の経営体、要するに資本主義的な商業組織なのである（＝経営体的側面－田淵－）。…しかし、協同組合は他面では前述のような（労働者の組織と組合員経済補充という－田淵－）独自性をもった商業組織である。…協同組合の独自性を一括し、協同組合のもっている、その側面を、さきの経営体的側面との対比において組織体的側面とよぶこともできる。」¹¹⁾「協同組合は経営体的側面と組織体的側面という二つの側面－二面性－をもったものであり、その統一物としてとらえられることになる…組織的側面は経営体的側面にたいして、プラスにもマイナスにも作用するというにはほかならない。両側面はまた、そうした関連において統一されているのである。」¹²⁾

以上、三輪氏は協同組合は経営体的側面と組織体的側面との統一物であり、その経営体的側面は基本的に一般の（商業）資本となんら変わらないものとしている。しかし、筆者は機能論的な分析によって協同組合の経営体としての独自性はなんら存在しないと結論する三輪氏の論述には賛成できない。三輪氏においては、機能＝本質という理解に立って、「利潤」取得の有無が「完全」資本であるか不完全資本であるかのメルクマールとされている。筆者は資本であるか否かがこのような基準で判断されること自体が問題であると考え。資本の本質は「労働にたいするこれらの条件（生産手段＝労働の客観的実現条件－田淵－）の対立的な定在が、これらの条件の所有者を資本家となし、そして彼の所有するこれらの条件を資本となす」¹³⁾という点にこそ求められるべきであり、利潤の多寡が基準となるべきものではない。すなわち協同組合においても、労働の客観的実現条件が「他人の所有」となっているところの労働力の購買が行われる限りで、資本であるが、労働が組合員自身によって行われる、つまり購買されない労働力が協同組合労働を部分的にでも担う限りでは、資本そのものではない、その意味での「不完全」資本＝特殊な生産関係というべきなのである。

さらに、三輪氏のいう「二側面」の「統一」の論理が問題となろう。三輪

11) 同前、P 159。

12) 同上、PP. 159～161。

13) マルクス【剰余価値学説史 補録】、大月書店（文庫版）、1971年、P 115。

氏は二側面の葛藤の内在的論理を解明するという課題を立てているが、その解答を要約すれば「組織体的側面が経営体的側面にとってプラスにもマイナスにも作用するが、マイナスを抑制しつつプラスを強化することが統一である」¹⁴⁾というものであり、両者の論理的連関が判然としない、いわば「綱引き論」になっているといえる。もし、協同組合経営が資本そのものであるとするならば、資本の論理は自然人が独自の意志をもって発現させるものではなく、逆に「資本家としての自然人」は資本の論理を体現する存在に過ぎないのであるから、「資本である協同組合」は資本の論理以外によってコントロールされることはそもそも不可能であり、組織体的側面による「外」からのコントロールは論理的にありえないことになってしまうであろう。

問題は、本来、特殊な生産関係の「特殊性」に由来するのであるが、この点については後述することとしたい。

3) 三浦賢治氏の「企業形態論」の援用としての農協経営論

三浦氏は近藤理論を批判的に発展させることを企図し、わが国の総合農協分析に際し、積極的に企業形態論の援用を行っている。これは先にまとめた近藤理論の要点②(基本的に)人の結合であるという点を批判するものとなっている。

三浦氏は『総合農協の存立構造に関する研究』¹⁵⁾において、小農の協同組合であるわが国の農協を対象とし、「このような企業形態論(資本の増大の必要への制限を資本所有と資本機能を一身に兼ね備えた「機能資本家」相互の結合が克服してゆく過程＝企業形態の展開－田淵－)に依拠するならば、これまでの農協論のように農協を「株式会社の特殊形態」と規定したり、農協経営の性格を株式会社との対比で論じることは、そもそも不適當であったといわなければならない。なぜならば…株式会社の歴史的・論理的前提は、出資証書の売買可能性＝資本の動化であり、それは産業における生産力の著しい発展と高い利潤率の存在を条件として可能となったのである。ここで対象としている小農経済において、このような諸条件が一般的に成立するとは考えられない」¹⁶⁾と述べている。一方、「農協の企業形態を資本主義的形態

14) 三輪, P 161.

15) 三浦賢治『総合農協の存立構造に関する研究』, 農協論研究会, 1984年.

16) 同上, PP. 44～45.

と全く別種のものともみなすことも非現実的である。農協は資本主義の発生・成立とともに生まれ、しかも独占段階において広汎な成立をみるものであるから、あくまでも資本主義における企業形態との対比のなかで、その独自の存在形態が解明されなければならない¹⁷⁾としている。その上で「小農の協同組合は企業形態論でみた合名会社との類似性においてとらえられる。農協は、小農という「個人企業」の相互の結合形態であり、きわめて初発的で不完全な「資本結合」である。」¹⁸⁾として、近藤氏が協同組合における「結合」を「人的結合」としたのとは異なった理解を示している。

しかし、三浦氏は農協は「資本主義的合名会社とは根本的な差異性・独自性を有している」¹⁹⁾ともいう。その差異性・独自性は「小農は機能資本家と同一ではなく、農協に結合される出資金は、機能資本家の出資金と性格を異にする。つまり、機能資本家の会社設立に投下される現実資本は、「第一に利潤を生む資本であり、第二に…回収されることなど本来考えられない資本」である。これに対し、…本来利潤を生まない小農経済のもとでは、農協に結合されるのは通常、農家経済の余剰部分であり、しかもその出資金は利潤を生むことによって自己増殖することが本来不可能な「資本」なのである。」²⁰⁾さらに三浦氏は、総合農協の存立構造に関する理論的検討、統計的分析、事例研究を行った末、次のように述べている。「総合農協の展開方向の支配的傾向として、金融機関への純化傾向が指摘され、そこにみられる農協経営の自立化傾向は様々な形態での農業後退の現象を伴っているものであった。これに対し、ここ（北海道畑作地帯の農協－田淵－）では地域農業の発展上においても農協経営は農家経済からの相対的自立化傾向をもつことが明らかになった。」²¹⁾すなわちいずれにしろ農協経営は農家経済から自立化し、「戦後総合農協制度のなかで、わが国総合農協は「合名会社の段階」をこえる発展段階に達して」²²⁾おり、事例によっては農協も「合資会社」的ないし「株

17) 同前，P 45。

18) 同上，P 45。

19) 同上，P 46。

20) 同上，P 46。

21) 同上，PP. 140～141。

22) 同上，P 143。

式会社」的段階へ移行しつつある」²³⁾と指摘するのである。またその段階では農協による農民支配が問題となる（これを三浦氏は「所有と支配の分離」と呼ぶ）という。

三浦氏の論述は以上の通りであるが、ここで疑問となるのは、氏がいかなる意味において企業形態発展論（合名－合資－株式会社）を援用したかという点である。いうまでもなく、この企業形態発展論は大塚久雄氏の理論²⁴⁾に端を発している。大塚氏はこれを「(前期的)株式会社発生史」＝資本集中史として構築し、機能資本家＝出資し企業職能把持の資本家（本来的・十全なる資本家）と持分資本家（無機能資本家）＝出資のみを行う資本家との出資結合＝集中の形態的發展として、機能資本家の「支配」の欲求が「結合」の必要に対して招来する矛盾を克服してゆく過程として描いている。

仮に大塚氏の企業形態論を肯定するとしても、三浦氏の農協論における「機能資本家」とはだれをさすのかという疑問が生じる。出資し企業職能把持の資本家として、合名会社の段階にある農協の組合員を擬制的にでも指定することができるのであろうか。逆に大塚氏が合名→合資会社の発展過程のメルクマールとした、機能資本家結合の周囲に付加される無機能資本家の出資とは、農協における何にあたるのだろうか。大塚氏の株式会社発生史論を肯定したとしても、農協論にこれを援用するのは無理であろうし、どうしても援用するなら、十分な限界を付さねばならないであろう。

そもそも報告者は「機能資本家」と「無機能資本家」との出資結合の形態から導出された、合名－合資－株式会社という企業形態発展論、またそれを受け継いだ株式会社論を支持するものではない。これらの理論において問題なのは、自然人としての「資本家」を主体にし、その意志行為として資本の運動を指定する点、すなわち資本家という人格に関わる点である。あくまで主体は資本そのものなのであって、資本家はその人格化した存在に他ならないことが第一に踏まえらるべきであるが、この問題については3節で検討しよう。

23) 同前, P 141.

24) 大塚久雄【大塚久雄著作集 第1巻 株式会社発生史論】、岩波書店、1969年。

4) 青柳斉氏の「企業の所有・支配論」を援用した農協経営論

青柳氏は『低成長下の農協経営構造』²⁵⁾第3章第2節において「農協の経営財務構造と地域経済(農業構造)との規定関係に着目し…農協経営の存立・維持構造および組織変化に伴う所有・支配形態での基本的問題点を考察する」²⁶⁾と問題を立てた。これは1)で提示した近藤理論の要点の②組合員が主人である(すなわち支配する)という規定と、密接に関わる問題である。

氏はまず、戦後農協財務構造の総体的動向を固定資本形成と「過小資本金化傾向」(固定資本あるいは自己資本における出資金の比重が一貫して減少し続けていること)と特徴づけている。²⁷⁾

以上の全国的な傾向を踏まえ、「純農村地帯」と「都市的農村地帯」を比較分析し、氏は次のような結論を見いだす。「農村地帯の農協では固定資産投資の比重が大きく、その資金調達において、増資と一定の借入金に強く依存し、結果として自己資本における出資金構成比は高い。このような特徴を持つ経営財務構造を…「増資型」と規定」²⁸⁾する。「都市的地帯の農協では信用事業への資金運用が大部分を占め、固定資産投資のための所要資金は増資に依存せずにはば内部留保あるいは諸引当金を含めた内部資金のみで調達可能であり、そのことが自己資本における内部留保金の割合を高めている。このような特徴を持つ経営財務構造を…「内部留保型」と規定したい。」²⁹⁾

「ところで固定資産をその法的所有関係からみれば、借入金は債権者の持分、退職給与引当金は職員、出資金および内部留保金は組合員の持分を表している。しかし…内部資金(内部留保と引当金)に関しては、出資金にくらべると、その調達・運用における経営者の自由裁量余地が大きい。したがって経営者の内部資金に対する実質的な支配関係は「所有」の意味を持っているといえよう。このような視点から固定資本構成において協同組合資本の所有関係を捉えたとすれば、先に規定した「増資型」と「内部留保型」の経営財務構造は、それぞれ農協経営における所有形態を表している。」³⁰⁾さらに

25) 青柳斉【低成長下の農協経営構造—経営刷新の課題と方向—】、明文書房、1986年。

26) 同上、P 58。

27) 同上、P 58～60。

28) 同上、P 64。

29) 同上、P 64。

30) 同上、PP. 64～65。

青柳氏は経営の支配形態を考察し、「組合員は農協経営に直接参加しなくても、出資により法的に保障された経営者の任命権を保持している限り、経営を支配しているといえる。その農協役員の選出方法には組合員の投票による「選挙」と総（代）会での議決による制度がある。後者の場合…組合員が実質的に役員選出権を行使しているとは言いがたくなっている」³¹⁾ことから、「都市的地帯の農協では「内部留保型」の所有形態を経済的基礎として組合員から相対的に自立した「経営者」支配が成立している。それに対し、農村地帯では「増資型」の所有形態を反映して、「選挙」による役員選出が多くみられるように、「組合員」支配による農協経営が実質的にも多く成立している。」³²⁾という。「このように、農協の法的な所有・支配主体は組合員であるとされるものの、経済的実質的な側面から「所有」概念を捉え直すとき、現在の総合農協において「増資型」と「内部留保型」の経営財務構造に示される二つの所有・支配形態が析出できる」³³⁾のだというのが、青柳氏の論考である。

ここでまず気づくのは、青柳氏が所有に関して「法的所有」と「経済的実質的「所有」」概念の双方を錯綜して用いている点である。すなわち、「増資型」においては出資金に対する組合員の法的所有が組合員の経営支配の根拠となり、論理展開として「法的所有→支配」となっている。これに対し、「内部留保型」では経営者の支配が経営者の経済的実質的所有を意味し、経営者支配をもたらす。論理展開として「支配→経済的実質的所有」となっており、2類型の析出論理が噛み合っていない（「増資型」の経済的実質的所有者はだれか、「内部留保型」の法的所有者はだれかという問題が当然ながら発生する）ということになっている。また、所有形態を支配形態に連関させる論理が、支配＝経営者任命権のみの問題として説かれており、「支配」の内実を充分検討していない点にも疑問を覚える。

このような問題は、青柳氏の依拠する「企業の所有・支配論」³⁴⁾そのもの

31) 同前、P 65。

32) 同上、P 65。

33) 同上、P 65。

34) 青柳氏が巨大株式会社の所有と支配をめぐる論考として名前を挙げているのは、パリ＝ミーンズ、北原勇、西山忠範らである。

に内存する問題から発生していると考えられる。この「企業の所有・支配論」自身の検討は次節の課題としたい。

2. 協同組合経営論の基礎としての株式会社論

以上の検討から明らかになったことは、資本そのもの・資本家という人格・企業における所有と支配についての理論等が、まず土台として吟味されなければならない、その上で改めて株式会社論なり企業形態論を協同組合経営論に援用することが可能になるということであった。そこで、近藤氏が協同組合という企業形態の特殊性の「基準」としていた株式会社を、理論的に検討することから始めよう。

1) 株式会社論の検討—有井行夫氏に依拠して—

筆者が株式会社論として依拠するのは有井行夫氏の理論である。氏の論文「所有に基づく支配」と「資本の人格化」—「現代巨大企業における所有と決定」問題によせて—³⁵⁾に沿って株式会社の本質を探ってみよう。

有井氏はこの論文で「現代巨大株式企業において…非所有経営者の行動が所有者すなわち株主一般の制約から自立化しつつあること」³⁶⁾を「経営者支配」現象と呼ぶ。伝統的マルクス経済学の主流理論は、この現象の承認を拒否し、究極的には大株主支配に帰着するはずの所有者支配を主張する。有井氏はこれに対し、問題の設定構造そのものの反省を迫り、「所有にもとづく支配」論の批判を課題とする。³⁷⁾氏は「経営者支配」現象に関して問題とされるべき「所有」を商品生産の指定する所有として歴史的限定を付した上で³⁸⁾、「所有にもとづく支配」という論理は「自由な諸個人が構成する世界」という資本制生産システムの表層的構造にのみ妥当するが、この世界は「総体として「仮象」で」とあると批判するのである。³⁹⁾すなわち、「商品的生産関係の物象的性格に規定された当該所有関係」は「人格的關係ないし所有関

35) 有井行夫「所有に基づく支配」と「資本の人格化」—「現代巨大企業における所有と決定」問題によせて—、【駒沢大学経済学論集】第17巻第2号（1985年9月）。

36) 同上、P 58。

37) 同上、PP. 58～59。

38) 同上、PP. 61～62。

39) 同上、P 104。

係そのものとしては抽象的な社会関係である」が、「その内容は生産関係の物象的性格そのものによって所有関係の外部から規定されている」。「社会的生産という内容・産出根拠から分離・疎外された抽象的な「法的関係」は「産出根拠たる生産的内容との必然的關係」を「固有の所有法則の外部で、すなわち自覚的意思的關係とは疎遠な経済的法則の世界で不断に維持する」という構造になっているという。⁴⁰⁾「所有にもとづく支配」は、「抽象的な法的関係として自立化した所有関係そのものの」「直接的自立性内部の論理構造」であり、「商品にたいし主観的にたんなる「物」として関係する商品所持者の能動性の世界」である。しかし、所有関係をそれ自身を根拠づける「生産関係」との本質的統一においてとらえるならば、その論理構造は「物の人格化」すなわち「社会的生産過程の総連関においては、所有者が支配しているのではなくてかえって物のほうが主人公であり、所有者の主観を支配しこれの実体になっている」というのが、氏の基本的な論理である。⁴¹⁾

さらに、有井氏は資本という運動主体にそくして「所有」の諸形態を考察する。資本主義社会においては「物の人格化」の物象的主体である商品は「貨幣を介した資本たることにおいて、自己の外的根拠であった生産を自己運動に措定し、人間にたいする自立性を完成させている」。ここでは所有関係の能動的実体は所有者たる資本家であり、「物の人格化」は「資本の人格化」である。しかし資本という運動主体にそくしてみた場合には、所有関係を規定する「内容」は異なる。ひとつは生産の敵対的性格⁴²⁾であり、もうひとつは生産が直接的社会的であることであるが、所有の問題として特に問題になるのは後者である。「この直接的社会的生産という資本の実体が生産様式としては分散的なものを前提している商品生産（としての資本）の措定した

40) 同前, PP. 72~73.

41) 同上, P 79.

42) 生産の敵対的性格という「内容」は「取得法則の展開」(資本論1巻, 第21章)として明らかになる。外面的所有関係における資本家と労働者は商品所有者として対等である。しかし、蓄積論の場面においては対等性は「労働生産物と労働そのものとの分離、客体的な労働条件と主体的な労働力との分離が…資本主義的生産の特有の結果として絶えず繰り返して生産されて永久化される」(S 595)ものとして、すなわち資本家階級の労働者階級に対する搾取条件の永久化として「内容」的に批判されるのである。(以上、有井, P 64。)

所有形態と衝突し、この矛盾を解決するために資本の枠内で特有の所有諸形態を分化」するのである。この特有の所有諸形態の分化が、利子生み資本の派生であり、株式会社の発生である。これらは産業資本の出現に先行して存在した私的所有の枠内で私的所有の制限を突破する形式、「信用関係」と「出資関係」を資本の形態として包摂し、内容規定したものであった。⁴³⁾

こうして所有形態としての株式会社は、「私的所有形態と資本の生産的実体との資本における矛盾を安定的に解決した」存在として有井氏によって指定される。ただし、「資本に適合的な出資関係を媒介するのに、株式会社は、諸株主・株主総会・法的人格・業務執行機関・経営者たる自然人を主要な自己形態として分化することによっておこなっている」。というのは、「所有にもとづく支配」の世界では私的所有者の能動性が保たれなくてはならないが、「本質的には所有者たる諸株主が社団構成契約を介して商取引行為の主体であるのだが、対外的取引を簡単化するための「法技術」として社団（＝株式会社－田淵－）は独自の商取引「主体」に構成され、社団＝能動的主体となるのである。⁴⁴⁾この社団＝株式会社の統一的取引行為を実現するための独自の能力の諸契機が、社団の人格化としての「法的人格」、社団の意思実在態としての「株主総会」、社団の統一的意思を実現する意思行為者としての「業務執行機関」、その分離された質料的担い手としての「経営者」たる人間という形で分離される。これらは「生きた私的所有者諸個人においては一個の人間に付着していたものが…分離されてあらわれた」ものである。「こうして株式会社においては所有主体は二重化している。一方は生きた「私的所有者」諸個人であり、これら株主諸個人である。他方は媒介された「私的所有者」であり、これが株式会社である。」しかし「所有にもとづく支配」においては「運動する実体はあくまで生きた「私的所有者」諸個人であるため、「真の所有者は、唯一、株主のみであり、所有にもとづく支配者も同様に株主である」。⁴⁵⁾

しかし、「所有にもとづく支配」は「ひとつの客観的な社会関係であるが」、

43) 有井, PP. 81~82.

44) 同上, PP. 85~87.

45) 同上, PP. 87~88.

しかしその「自立的に完結した世界でもつ意味構造は総体として「仮象」である」。ゆえに「所有にもとづく支配」の関係を、生産に根ざした「資本の人格化」の媒介契機として正しく把握しなおす必要がある。「所有にもとづく支配」においては「二重化された所有主体のうちで生きた所有者たる諸株主の方が実体であった。他方、媒介された所有者たる株式会社は、この実体の意思的関係行為を統一的に簡略化して対外的に連絡する法技術的「中間構造」であった」。しかし「資本の人格化」においては実体は「所有対象たる「物」として観念されていた資本そのものである」。「生きた所有者自体が資本の主體的行為を社会関係に媒介する「通過形式」,「中間構造」である」(しかも株式会社という独特の「中間構造」にさらに媒介されて)⁴⁶⁾。以上の実体変換の具体的意味は、株式会社を構成する先に挙げた5契機のうち「統一的意思形成者たる「株主総会としての総株主」の形骸化である」。この契機は「所有にもとづく支配」の原理たる生きた所有者諸個人の実体性を株式会社に媒介していたものである。「資本の人格化」においては「資本こそがこの形態(株式会社-田淵-)の実体であり、…統一的意思形成者としてのモメントであり、意思の内容であり、具体的にそれは悪無限的価値増殖衝動である。かかる意思内容において株式会社形態は本質的には諸株主の意思ないし株主総会の意思を介することなく自己運動することができる。このことが生きた所有者諸個人・株主一般にたいして「株式会社の自立化」として現れるのである。同一のことを当該形態の分離された質料的契機たる「経営者」に着目してとらえれば、資本の意思を「直接的に」媒介する「経営者」の質料的行為、株主一般から自立したその「支配」が導かれる。これが「経営者支配」現象である」と有井氏は結論するのである。⁴⁷⁾また、意思行為者は、「業務執行機関」であり、その質料的な担い手は(労働者である)経営者であるから、意思行為は二重化した所有者の何れによっても担われていないことになる。これは、株式会社における「所有と機能の分離」を意味し、またそれが形態化されていることを示すのである。⁴⁸⁾

以上の論理において有井氏は、株式会社は本質的には直接的社会的生産と

46) 同前, PP. 88~89.

47) 同上, PP. 89~90.

48) 同上, PP. 91~92.

いう「内容」を持つ資本の人格化したものであるが、同時に資本制生産社会の表層においては特有の所有形態として意味を持つ存在であるという。株式会社は資本の生産における実体と所有形態の矛盾を安定的に解決した存在であるという点が、有井氏の株式会社論の枢要であるといえよう。

2) 近藤氏の株式会社論

さて、それでは近藤氏の株式会社論は、いかなる内容をもっていたのであろうか。2節の1)で引用した『協同組合原論』における株式会社の性格規定を、先に挙げた協同組合経営論の要点①～③に対応させてまとめるならば、次のようになろう。

株式会社は①（人の結合ではなく）資本の結合であり、②企業資本家が主体である、③利潤を求める企業形態である。

この規定を有井氏の株式会社論に照らし合わせるならば次のことがいえる。①については、株式会社は出資関係を自己の形態として内包した資本として、確かに「結合資本」である。しかし、出資される以前の資金がそもそも資本であるか否かは、株式会社そのものにとっては問題ではない。資本が資本たる由縁は、客観的労働条件から分離された労働者を循環的に生み出す労働過程にあるのであって、出資された資金が独自の資本の循環を描く場面でのみ、資本は資本となるのである。その意味では「資本の結合」という表現は問題であろう。さらに、近藤氏は（カルテルと協同組合を比較して）「一は、資本の結合であるといっても人の結合を離れては存在しえないし、他は、人の結合であるといっても資本を全く無視するものでは決してない。」⁴⁹⁾という記述から明らかなように、結合における「人」の主体性を必ずしも否定していない。株式会社において、真の主体は資本であり、「人」はその人格化としてのみ意味を持つことが明らかにされていないのである。

②は一般的な株式会社論と比較して興味深い。所有・支配論的にいうならば株主の（実質的）所有と支配を否定し、「株主は単に収益請求権を有するのみで、経営自体になんら関与しない」⁵⁰⁾という。他方で、「株主は企業資本家としての実力を失い、提供した資本は法人としての会社の財産とな」⁵¹⁾

49) 近藤『協同組合原論』、P 51。

50) 同上、P 51。

51) 同上、P 51。

るとして、会社自身の所有と企業資本家の「支配」を暗に示している。「株主の所有にもとづく支配」の幻想性を見破っている点は興味深いが、会社自身というもう一つの所有主体を理論に導入しなければならなかったことは、氏が「所有にもとづく支配」の論理から自由でなかったことを示すといえよう。

③については、利潤を資本家が主体的に「求める」ものとしていることから、これもまた自由な商品所持者の能動的な世界において展開された論理だといえる。

以上、①～③のいずれにおいても近藤氏の認識する「株式会社」は資本家の能動的行為を起動力としており、「所有にもとづく支配」の論理地平に位置しているといえよう。これが次節で検討する協同組合経営論における問題の基礎になっているのだと思われる。

3. 協同組合経営の本質

1) マルクスの協同組合工場論

ここでは、前節で検討した株式会社論を踏まえて協同組合経営論を展開したい。

その前に協同組合工場についてのマルクスの理論を確認しておこう。マルクスは『資本論』3巻27章において労働者達自身によって創られた協同組合工場について次のように述べている。「労働者たち自身の協同組合工場は古い形態（資本主義的生産および所有の形態—田淵—）のなかではあるが古い形態の最初の突破である。…資本と労働の対立はこの協同組合工場のなかでは廃止されている。たとえ、はじめはただ労働者たちが組合としては自分たち自身が資本家だという形、すなわち生産手段を自分たち自身の労働の価値増殖のための手段として用いるという形によってでしかないとはいえ⁵²⁾」。

すなわち、協同組合工場においては労働者と労働の「他人の所有」たる客観的諸手段の対立が労働者たちの「共同所有」という形で解消してゆくのである。ただし、「はじめは」労働者と、個々の労働者にとっては「他人」である「組合＝労働者たち」との対立として対立が残存する。この「自分たち

52) マルクス『資本論』3巻、大月書店、1968年、P 561 (S 456)。

自身の資本家としての組合」という規定は、株式会社において（擬制的な意味で）「資本家」と社会的に認識される「株式会社そのもの」と対応した位置関係にあるといえよう。むしろ、ここで協同組合の真の所有者が労働者自身であるのに対し、株式会社のそれは株主であるという大きな違いは存在する。

いずれにせよ、ここでの協同組合企業は株式会社とともに資本主義的生産様式から結合生産様式への過渡形態と位置付けられており、前者は「対立」の積極的廃止として、後者は「対立」の消極的廃止としてそうなのである。

2) 協同組合経営論への株式会社論の援用

前項で問題とした協同組合工場は労働者達自身が組合員であるという想定であった。しかし本論文で対象としている協同組合は、労働力を購入し、組合員の労働は部分的なものになるという経営である。この場合、株式会社と同様、労働者に対して労働の客観的諸手段は「他人の所有」として対立することは先に述べたとおりである。有井氏の株式会社論を援用するならば、社会的意識の場に位置する「所有」における実体は、所有者としての組合員である。これは株式会社の株主に対応しており、株主と同様に「単なる所有」の果実として出資配当を受け取るだけの存在である。一方、商取引の主体として法技術的に擬制された「所有者」は、組合員の集団としての協同組合そのものである。もちろん、これは株式会社の二重化した所有者の一方である、株式会社そのもの（社団）に対応する。さらに、株式会社そのものが株主、株主総会、業務執行機関、法人格といった分化した諸契機から構成されるのと同様、協同組合そのものも組合員、組合員総会、業務執行機関、法人格といった契機から構成される「人格」＝資本家である。これらの法的形式を資本を主体とする本質的過程である「資本の人格化」の媒介契機として把握する際、中間構造に位置づけるのが株式会社そのものであったように、協同組合そのものが中間構造の役割を果たす。先に述べたように、この媒介において「株主総会」という法的形式の世界を本質的過程に媒介する要となる存在が実際には意味を失うのであった。すなわち、主体としての資本の機能になんら関わりを持たなくなることによって、法的形式（「所有にもとづく支配」）の正統性は危機に瀕する。協同組合における組合員総会も同様に意味を喪失し、「組合員の所有にもとづく組合員の支配」という概念は現実に裏切られ

ることになるのである。

一方、資本が主体である本質的過程において、その機能を生きた存在として担うのは業務執行機関に位置づく経営者であり、「所有にもとづかない支配」としての「経営者支配」現象が株式会社では一般化するが、協同組合においても同様の傾向が認められるのである。

こうして見ると、2節で検討した協同組合経営についての諸理論は、「所有にもとづく支配」という法形式の世界で展開されていたと考えられる。つまり、本質的過程にまで踏み込んでの分析になっていないというのが、批判されるべき問題であるが、具体的には次のようにいうことができる。

先の近藤理論における協同組合経営の3規定の①では、株式会社が資本の結合であるのに対し、協同組合は人の結合であり、あくまで人=組合員が主体であるとしていた。この主張は②組合員が主人である、という規定と密接につながっている。「組合の経営は組合構成員の総意によって運転する」との記述に認められるように、近藤氏は「組合員の所有を基礎に、組合員総会を媒介とした組合員支配の経営」を想定していたと推測されるのである。これはまさに社会的意識の場面に相当する「所有にもとづく支配」の論理なのである。近藤氏に対し三浦氏は、協同組合もまた「資本結合」の形態であると批判したのであった。氏は資本結合とは「資本所有と資本機能を一身に兼ね備えた「機能資本」相互の結合」としており、この批判においても結合の主体は自然人である「資本家」である。これも自由な商品所有者の能動性を原理とする「所有にもとづく支配」が妥当する世界に構築された論理だといえる。

一方、青柳氏はわが国の農協において組合員支配が貫徹していない実態を率直に見て、都市的農村地帯での「経営者支配」を主張した。しかし、「経営者支配」は経営者の（経済的実質的）所有に還元され、「所有にもとづく支配」との論理的整合が保たれるのである。農村地帯における組合員の法的所有→支配という論理と併せて青柳氏の理論も法的形式の世界で形成されたのだといえよう。なお、三浦氏も農協経営が「大規模な流通・加工施設の所有・運営主体となり、合資会社的・株式会社的段階に至ると「農協経営の独自の意志決定が農家経済を左右する」⁵³⁾という。そこでは「所有と経営の分離」の傾向が発生して「農協による農民の「支配」の問題が発生する」。⁵⁴⁾

「機能資本家」範疇に擬制された組合員の「所有による支配」が現実に裏切られた時点で、氏はもう一つの所有主体＝農協自身を見いだすことで、新たな「所有にもとづく支配」の論理を築いたのだといえよう。

さらに、三輪氏は先に引用したように「協同組合の「存在理由」は基本的には協同組合が社会的に取得した利潤が組合員に分配され、その点で組合員の利益をもたらすところにこそとめられる」⁵⁵⁾といている。これもまた、取得＝所有こそが主たる問題であるとするものであり、単なる所有者としての組合員は「資本」の本質的過程から排除され、所有の果実たる出資配当を取得するだけの存在になってしまうことを看過した議論であるといえよう。

近藤理論の協同組合経営の規定③利潤を求めないという規定は、能動的な生きた主体が「利潤を求めない結果、利潤を取得しない」という、自由な商品所有者の能動的世界における論理である。利潤は本質的には「資本」の悪無限的価値増殖過程から生み出されるのであって、「資本の人格化」である「資本家」の主体的行為の結果として生じるのではない。その意味で、利潤は「私的・主観的意志のあり方と…直接的にむすびつくものではない」⁵⁶⁾と近藤氏を批判した三輪氏は正しかったといえよう。しかし、三輪氏も自動律として利潤を生み出す資本＝経営体的側面に、組合員の能動性を基礎とした組織体的側面が外部から作用を与えうるとした点で、「自由な諸個人の構成する社会」を論理的背景にしていたとはいえないだろうか。

3) 協同組合経営の特殊性

以上の株式会社論の援用によって、協同組合経営における「経営者支配」の可能性が明らかになった。しかし、協同組合は「組合員の支配」がなければ協同組合ではない。しかも所有者としての組合員は「資本」の機能になんら関われない存在である。それではこの「組合員の支配」はどのような根拠をもって、どのように構成されるのであろうか。

資本は競争を通じて蓄積（剰余価値の資本への転化）のための蓄積を強いられる。平均利潤率に強制されての蓄積をおこたるならば、資本は自身を維

53) 三浦, P 141.

54) 同上, P 141.

55) 三輪, P 147.

56) 同上, P 147.

持することが出来ないのである。協同組合も「資本」たる以上、この法則から自由ではない。しかし、協同組合は組合員自身の労働が賃労働と相並んで行われることによって、資本主義的経営よりも可変資本を「節約」することができる。これは蓄積のための蓄積と異なった「資本」の運動を行う可能性の根拠となる。具体的には、例えば資本主義的経営においては選択しえない「不採算」事業への投資も協同組合でなら可能であるといったことである。この可能性を実現するのは、協同組合経営における「資本」機能に対する組合員のコントロールである。「資本」の意志行為者である「業務執行機関」において組合員は意思行為者の質料的担い手である経営者を牽制することができる。これが「経営者支配」に対抗する「組合員の支配」であり、組合員の無償労働を根拠とし、組合員の管理労働によって実現されるのである。

ところでこの組合員労働の無償性はいかに理解すべきであろうか。1)で述べたように資本主義的生産様式から結合生産様式への過渡形態として協同組合経営を位置付けるならば、その所有形態は労働者である組合員の「共同所有」への発展途上にあるはずである。賃労働の裏面としての生産手段の「他人の所有」(＝私的所有)は廃絶される過程にある。しかし、協同組合において賃労働が存在する以上、「他人の所有」も残存し、本来は共同所有を裏付ける(労働者である)組合員達の結合労働は無償労働として現われるのである。これは、資本主義社会の枠内では、個々の組合員は貨幣資本家と同質の単なる所有者としてのみ、所有者としての意義を持ち、「個人的所有としての共同所有」⁵⁷⁾の主体とは認められないことに基づくといえる。

おわりに

以上明らかになったことは、次の通りである。労働力を購入する協同組合経営においては、その経営は適切な株式会社論の援用によって把握されうる。

57) 「資本主義的生産は一つの自然過程の必然性をもって、それ自身の否定を生みだす。…この否定は、私有を再建しはしないが、しかし資本主義時代の成果を基礎とする個人的所有をつくりだすのである。」マルクス『資本論』1巻、大月書店、1968年、P 995 (S 791)。この再建される個人的所有は自分の労働を基礎とする所有の再建として、非階級的、非私的な意味で「個人的」なのである。西野勉・富塚良三・服部文男・本間要一郎編集『資本論体系第3巻 剰余価値・資本蓄積』、有斐閣、1985年、PP. 319～336を参照。

株式会社は直接的社会的生産という資本の「内容」を資本主義社会の表面の自由な商品所有者の世界に媒介する独特の所有形態であった。株式会社そのものは取引主体として「資本家」＝私的所有者であるが、これは取引主体を実現する諸契機より構成される。諸契機の一つである意思行為の主体＝「業務執行機関」において、意思行為を質料的に担う経営者は、所有に制約されずに行動し、「経営者支配」現象をもたらすのであった。一方、自由な商品所持者の世界の正統たる自然人としての所有者＝株主は、貨幣資本家近似の単なる所有者として、所有の果実（株式配当）を受け取るだけの存在である。協同組合においても上記の構図はそのまま妥当する。出資者としての組合員は単なる所有者であり、経営者支配現象も起こりうるのである。しかし、協同組合が協同組合である以上、「組合員の支配」が追求されなければならない。この「組合員支配」は組合員の無償労働を根拠とし、組合員の管理労働を通じて実現される。以上が「特殊な生産関係」の内容なのである。

こうして、現実の協同組合に対する経営主義批判＝「経営者支配」批判が行われる背景が明らかになった。「経営者支配」を「組合員が所有者として本来実現すべき支配が阻害されている状態」と捉えるならばこの批判は的はずれとなる。「協同組合経営＝「資本」の機能について組合員が加えるべきコントロールがなされていない」と認識して初めてこれが意義ある批判となりうるのである。⁵⁸⁾

協同組合経営論の本質的課題はいかに経営体を維持、拡大するかにあるの

58) さらにいうならば、協同組合原則の「1人1票制」は、それ自体として協同組合経営における「組合員支配」をなんら保障するものではないのである。

川口清史氏は、この「1人1票制」をもって「所有面での民主主義」（川口清史「生協の組織的特質と民主的運営」、野村・生田・川口編『転換期の生活協同組合』、大月書店、1986年、P 121）だと主張するが、これは誤りである。この認識は「株式会社が払い込み資本の大きさによって支配される」（同、P 120）という認識を前提にしているが、「所有にもとづく支配」の幻想性は先に指摘したとおりである。さらに、資本主義的所有＝私的（すなわち排他的）所有における民主主義とはいったい何であろうか。資本主義的所有自体はなんら民主主義的なものではなく、またそれを前提した「民主主義」とは、「正統」な商品所持者同士の（市場における）平等という限りの「ブルジョア民主主義」であろう。しかし、川口氏が協同組合（生協）に関してそれを主張しているとは思えない。同じ所で氏が主張する「利用者の参加」こそが、「民主主義」の内実を形成するのではなからうか。

ではない。協同組合経営＝「資本」の機能において組合員の意思をどう注入するか、すなわち「経営者支配」を組合員がどうコントロールするという点こそが問題である。また、そのコントロールの根拠として組合員の無償労働があるのだから、その無償労働（様々な形態がありうる）をいかに経営内部に引き入れるかということが、組織問題として経営問題の内部に入り込んでくるのである。経営問題は組織問題と不可分だといえよう。